

第 17 号議案

足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例

足立区障がい者福祉手当条例（昭和 49 年足立区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「20 歳以上の者であつて」を「者であつて」に改め、同項ただし書中「なつた」を「なつた」に、「行わなかつた」を「行わなかつた」に改め、同条第 2 項中「当該障がい者」の次に「（当該障がい者が 20 歳未満の場合にあつては、当該障がい者の配偶者又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、主として当該障がい者の生計を維持するもの）」を加え、同条第 3 項第 1 号中「その者」を「当該障がい者」に改める。

第 3 条中「次の各号」を「別表左欄に掲げる障がい者の区分に応じ、それぞれ同表右欄」に改め、同条各号を削る。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（手当額の変更）

第 7 条の 2 区長は、手当の支給を受けている者が障がいの程度の異動により、その者に支給する、別表に定める手当の額について変更が必要となった場合には、手当の額を変更するものとする。

2 前項の規定による手当の額の変更については、増額する場合にあつては、事由の生じた日の属する月から、減額する場合にあつては、事由の生じた日の属する月の翌月から行う。

第 10 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要がないと認めたときは、この限りでない。

第10条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第7条の2関係）

障がい者の区分	金額
1 20歳以上の身体障がい者であって、身体の障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの	15,500円
2 身体障がい者であって、身体の障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、3級であるもの	4,000円
3 20歳以上の知的障がい者であって、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第5条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者のうち同要綱第6条第3号に定める知的障害の程度が1度から3度までであるもの	15,500円
4 知的障がい者であって、東京都愛の手帳交付要綱第5条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者のうち同要綱第6条第3号に定める知的障害の程度が4度であるもの	4,000円
5 精神障がい者であって、精神の障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級のうち、1級で	4,000円

あるもの	
6 20歳以上の者であって、脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有するもの	15,500円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の足立区障がい者福祉手当条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する手当（以下「手当」という。）の支給に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第3条及び別表の規定は、令和6年8月以後の月分の手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

4 令和6年8月1日以後に改正後の別表の2の項、4の項及び5の項に該当する20歳未満の者であって、令和7年3月31日までに手当の受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）をしたものについては、令和6年8月1日に申請を行ったものとみなす。

(提案理由)

手当を支給する対象者を拡大するほか、規定を整備する必要があるもので、この条例案を提出いたします。